

# 公務労協2017春季生活闘争方針

## I 情勢の特徴

### 1. はじめに

中傷合戦と醜聞に終始し「史上最低」と酷評された米大統領選挙に、全世界は、注目そして動揺し、その結果に震撼した。共和党のドナルド・トランプ候補の当選は、民主国家として不健全な格差の拡大と展望の拓けない現状に対する人々の不満が、グローバル化の否定とエスタブリッシュメント（既存の支配層）への嫌悪として顕在化したものといえる。

そして、自由と平等、民主主義、法の支配、公正な市場経済という普遍的価値観をも蔑ろにしかねない大衆の反乱が、世界的な潮流となっていることを明らかにしたものである。

また、東西冷戦構造の終焉以来、これに代わる国際秩序と選択肢が確立されてこなかったもとの経済や安全保障等の国際的なシステムが激変する可能性を惹起している。英国の欧州連合からの離脱決定、第24回参議院議員通常選挙後の自民党の参議院における単独過半数回復に続く米大統領選挙の結果は、「冷戦後」時代の終焉をも想起させるが、問題はそれが偏狭なナショナリズムとポピュリズム（大衆迎合主義）によってもたらされていることである。仏大統領選挙や独連邦議会選挙が行われるとともに、わが国においては解散総選挙が取り沙汰されている2017年は、更なる世界的な波及と拡大による社会と国家間での深刻な分断と民主主義の致命的な劣化が懸念されるとともに、混乱と漂流の果てに崩壊をも導く「新時代」の到来となりかねない危機感を持たなければならない。

「政治経験のない実業家が大統領候補となり、そして実際に大統領になることができる。これは米国のダイナミズムだと思う。」などという極めて安直な評価は論外であるものの、政治家としての公職経験がまったくない実業家が、安直な評価とも重なる「ポピュリズムの極致」として、反グローバリズム、保護主義、孤立主義、差別的・排他的主張のもと「米国第一」を掲げ国益のみを優先する政権運営を行えば、それはわが国をはじめとした国際社会に及ぼす影響は計り知れないものとなり、取り返しのつかないリスクとして作用する可能性と不安が拭いきれない。

公務労協は、このような国際情勢の緊張化が、株価や為替の乱高下に象徴される世界経済の先行き不透明感を生じ、ひいては春季生活闘争の決定的な要素とならざるを

得ない現実を踏まえるとともに、何より財政をはじめ国民生活の基盤となる公共サービスに深刻な影響を及ぼすことから、公務・公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすことを中心的な課題とした春季生活闘争を展開する。

## 2. 第192臨時国会以降の政治情勢

自民党が東西冷戦構造の終焉と55年体制の崩壊以降27年ぶりに衆参における過半数を回復してから最初の機会となった第192臨時国会は、政治に対する致命的ともいえる不信と失望を深めることとなった。具体的には、「提案・対案型」を標榜しながら、TPPや年金改革に見られた派手なパフォーマンスによる民進党の秩序なき「対立型」の国会対応により、綿密な協議と妥協で構成されていた国対政治がまったくといえるほど機能しなかったことを除けば、自民党優位を前提として、しかも当時とは異なり、国民不在のもと院内において激しく対立するばかりで、政権交代の可能性を微塵も感じさせない55年体制に酷似した政治状況であった。

そして、この国会を焦点としたわが国政治の現状は、「社会と他者への連帯と配慮よりも自己の利害を優先」するなど、絶対の民意が存在し得ないもとでの民主主義の限界とその本質に課題を提起したものといえる。

それは第一に、「民主主義の原理とされる多数決と強行採決」にある。TPP承認・関連法案の強行採決が多数決の暴力なら、相対して、広範で多様かつ重要な以外の法案審議を一時的でも拒否した民進党の対応は、政治の横暴であると言わざるを得ない。つまり多数派の意見を全体の意思とみなす多数決が、民主主義にとって實際上それでいくしかないという次善の策であるもと、多数派が意見をただ押し通すことは、少数派にとっては暴力と変わらない。一方、そうだとした場合も少数派が課題を単一化することで多数派の暴力を強調し民意に訴える手法は、政治における広範で多様な利害と期待を蔑ろにする政治の横暴に等しく、結果的に暴力と横暴が残したものは政治に対する一層の疑念と民主主義への不信のみに他ならない。

また第二に、「利己主義的民意に対する政治の迎合と愚弄」がある。「高福祉低負担」を志向するわが国民意の矛盾に正面から向き合い、選挙と政局から切り離すため当時の民主党そして自民党・公明党の三党間の合意により措置した「社会保障と税の一体改革」を、第24回参議院議員通常選挙において、自らの保身と選挙・政局を優先した消費増税再延期という政治全体の判断は、民意の支持を目的とした暴挙であった。にもかかわらず消費増税再延期を具体化する税制改正法案について、軽減税率導入への批判を理由として政府提出法案に反対した民進党の対応は、民意を愚弄したもので政党としては自滅的行為に他ならない。

### 3. 2017年度政府予算案と公務・公共サービスを取り巻く情勢

第二次安倍政権の発足から4年が経過した。この間、国民の主権と生活よりも国家の権威や権力の強化を優先するとともに、安全保障をはじめとして自らの政治信条の具現化を強行してきた一方で、安倍政権は今なお5割を超える高い支持率を維持している。

これは、第一に政権支持の理由の4割近くが「ほかに適当な人がいない」(2016年10月共同通信世論調査)を選択していることから明らかな通り、劣化した政治の現状のもとにおける消極的で憫然たる民意のあらわれであるといえる。

また、第二に景気とくに「株価との連動」を巧みに誘導する経済政策が功を奏しているといわれている。しかし、デフレからの脱却をめざすことを目的とした「三本の矢」からなるとされるアベノミクスは、この4年間における目標達成はおろかマイナス傾向が顕著な物価上昇率を見るまでもなく、すでにその限界を露呈しているとともに、愚策としてわが国の将来に対し暗い影を落としている。そして、歴史的にバブルとその破綻を繰り返すもとで際限のない格差拡大を助長するとともに、国民生活に甚大な負の影響を及ぼしてきた金融政策は、「第一の矢」である「大胆な金融緩和・無制限の量的緩和」の効果が薄れ、賃上げや設備投資よりも内部留保を重視する企業の姿勢も相俟って、資金供給量から日米金利差に市場が左右される展開が続いている。今後の米金融政策次第となっているわが国経済の情勢は、米大統領選挙以降のドル高そして円安・株高基調が継続されるのか、それとも2000年のITバブルに対応した利上げ時のような日本株の暴落の果てに、日本経済の破綻をも生じてしまうのか、あるいは米国の利上げが新興国からの資金流出や通貨急落を招き世界的な不況へと転じることはないのか、まさにその動向が国民生活に与える重篤な影響をも踏まえ、重大な岐路に立っているものといえる。

政府は、2016年12月22日、5年連続で過去最大の一般会計総額97兆4,547億円となる2017年度予算案を閣議決定した。予算案は、歳出について、社会保障費の自然増を0.5兆円に抑えるという目標（「経済・財政再建計画」）を高齢者にとどまらない自己負担増で達成した一方で、厳しい財政状況下において防衛費は対前年度比1.4%増と膨張を続けるとともに、公共事業費が5年連続で前年度を上回った。また、消費増税の二度にわたる延期と法人税の減税等、これまで経済成長による税収増へと過度に依存してきたにもかかわらず、輸出型製造業が為替相場の変動に直撃され、法人税収が見込みを下回ることとなったもとの歳入については、経済成長率を名目2.5%、実質1.5%という米大統領選後の円安・株高をも織り込まざるを得ない危険を冒し新規国債発行額を微減としたものの、基礎的財政収支は5年ぶりに悪化することとなった。とくに、大統領選以降の米国の長期金利の上昇が国内の金利上昇リスクとして作用す

る懸念が極めて強く、金利上昇による歳出増の規模は社会保障費を大きく上回る可能性があるにもかかわらず、「作為的」とも指摘されている税収見通しは、安倍政権の財政運営が限界を迎えていることを明らかにするものとなった。

2015年度の地方公共団体普通会計決算の概要においては、歳入・歳出総額が対前年度で減少（歳入△0.2%、歳出△0.1%）となったものの、すべての団体で実質収支が黒字となり、額も増加している。具体的には歳入について、国庫支出金の減少（△2,407億円）、地方交付税の減少（△408億円）に対し、地方税が増加（23,131億円）している。歳出については、人件費が昨年度に続き増加（422億円、0.2%）となった一方で、子ども・子育て支援新制度による給付の増加等による扶助費の負担増（4,205億円、3.3%）が生じている。また、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に係る事業の実施等により補助費が9.5%も増加となっている。これらの決算概要は、地方自治体の財政運営が安倍政権の経済財政政策と極度に一体化している状況を明らかにしているものであるとともに、円安そして輸出関連企業の好業績に伴う税収増というこれまでの流れが止まり、2016年4月～10月期の国税収入が7年ぶりに前年同期を下回ったことを踏まえ、その趨勢と影響が今後の地方財政の死活をも左右することに留意しなければならない。

#### 4. 連合「2017春季生活闘争方針」

連合は、2017春季生活闘争を「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争として、「経済の自律的成長」「社会の継続性」を実現するため、所得の向上による消費の拡大をはかることの必要を指摘している。また、基本的な考え方において、①「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みの強化、②賃金水準改善の社会的波及を高める取り組み、③超少子高齢化・人口減少社会を踏まえた働き方と処遇のあり方の見直し等を提起している。

## II 基本的な立場と取組みの考え方等について

4年連続となる安倍政権の賃上げ要請の一方で、トランプ相場と揶揄されている先行き不透明な金融経済の動向と、自動車・銀行における2016年中間決算の減益をはじめとする実体経済の低迷を踏まえて取り組まれる連合の春季生活闘争に結集するとともに、消費増税再延期により「財政破綻元年」となることが強く懸念される2017年の春季生活闘争の推進にあたっての基本的な立場を以下の通り設定する。

- 連合傘下の構成組織の集合体として、連合方針に基づく諸活動の推進をはかる。

とくに、連合が提起する「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現に向け、民間構成組織の取組みへの連帯と支援に全力をあげる。

- 連合方針の実現に向け、協約締結権を有する組合・構成組織の相互の連携を重視し、公務労協全体として重点化した取組みを構築する。
- 非現業公務員における勧告制度のもとでの給与・勤務条件決定システムを前提とした対政府・人事院交渉を配置する。
- 熊本地震及び東日本大震災の復旧・復興・再生に向けて、公務・公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすための対応を継続・強化する。
- 公共サービスへの影響を考慮しない歳出削減万能主義の政治勢力への毅然とした対応をはかり、「公共サービスの産業化」等の新自由主義的な財政健全化に抗するとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会を支える公共サービスの再構築に向けて、「2017年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。

また、公務員人件費をはじめとして無原則・無秩序に歳出削減を目的化した財政健全化へと政治全体が暴走する情勢にあることを踏まえ、2017春季生活闘争の取組みの基本的考え方等について、

- 第一に、すべての公共サービス労働者の生活の維持・改善と格差是正をはかること
- 第二に、良質な公共サービスの実現に向けて、その重要性と普遍性を社会的に喚起し、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかること
- 第三に、これらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組みを展開する。

### Ⅲ 重点課題

#### 1. 2017年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

偏狭なナショナリズムとポピュリズムの更なる世界的な波及と拡大により、2017年「時代の転換点」となる可能性のもと、そのことがわが国社会・経済・財政そして公共サービスに重篤な負の影響を及ぼしかねない。また、第24回参議院議員通常選挙における政治全体の判断に基づき、第192臨時国会において消費増税再延期を具体化する税制改正法案が可決・成立したことから、今後は、財政破綻による社会システムの崩壊を招くか、それ以前に公共サービスへの影響を一顧だにしない歳出削減へと政治全体が暴走する情勢にあることを踏まえ、歳出削減万能主義のすべての政治勢力に対し毅然とした対立・対抗をはかるため、公共サービス基本法の意義と目的等を重視

した活動を強化する。

具体的には、①2009年通常国会において成立した公共サービス基本法の理念の対峙と国及び地方自治体における措置の具体化の追求、②公共サービスの再構築に不可欠な公務における自律的労使関係制度の確立、③国民の生命及び財産を守るとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むために不可欠な公共サービスの重要性に関する社会的な理解の再構築を柱に置くこととする。

とくに、熊本地震そして東日本大震災をはじめとする大規模災害について、従事する労働組合としての社会的責任と役割を具体化するため、公共サービス基本法に基づく施策の充実に関する職場からの発信による対政府交渉等を通じた社会的な理解の再構築をはかることとする。

なお、2010年春季生活闘争より取組みを開始した公共サービス基本条例の制定については、連合の公契約基本法及び公契約条例制定との活動の連携と結集を引き続き重視することとする。また、モデル地域（地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会）の指定は2016年までで一先ず終了し、2017年の財政措置等による取組みの重点化は、熊本地震及び東日本大震災に係る対応と関係地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会において措置する。

2017年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体的な取組みは、以下の通りとする。

- ① 活動のスタートとして、「2017年公共サービスキャンペーン開始中央集会」を2月23日に開催する。
- ② 公務労協は、公共サービス基本法の理念と措置の国及び地方自治体における具体化について、連合との連携のもと、通常国会における国会対策をはかる。
- ③ 地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、「公共サービス基本法の理念と措置の具体化」や「公契約条例、公共サービス基本条例の制定」等を課題として、主体的に創意・工夫ある活動を展開する（活動の宣伝物として、「①中央集会」「②国会質疑」「⑤職場からの意見・要望等を集約・要求化した対政府交渉等」等を記事としたチラシを作成）。
- ④ 各構成組織は、公共サービス基本法第11条において、「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び自治体に対して努力義務が課されていることに基づき、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善について、2017年春季生活闘争における労使交渉の重点的課題として取り組む。
- ⑤ 公共サービス基本法の基本的施策の実施状況等について、公務労協及び関係構成組織が、熊本地震及び東日本大震災の関係地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会との連携のもと、直接職場からの意見・要望等の集約を行い、これを要求化して対政府交渉等を実施する。

## 2. 2017年通常国会対策と政策制度要求の実現に向けた取組み

公共サービス基本法の「国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する」という目的に基づく国及び地方公共団体の責務の履行や基本的施策の実施状況等について、連合との連携のもと国会対策をはかる。(再掲)

「すべての働く者の底上げ・底支え」との運動の両輪として、①地域活性化に向けた中小・地場産業への支援強化、②雇用の安定と公正労働条件の確保、③社会保障と税の一体改革の推進によるセーフティネットの拡充等連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進める。

## 3. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

要求とその実現が、普遍的、社会的そして国際的な責任である労働基本権の回復について、財政健全化への対応、国際的な労働基準の整合、政治情勢が変動する機会となることが想定される2018年に向け、連合との連携のもと、組織内外の世論喚起と醸成をはかることとする。具体的には、連合が主催する「シンポジウム『国民の安全・安心な暮らしを守る良質な公共サービス実現のために－熊本地震から一年 大規模災害時における消防職員の活動と団結権の必要性－』」(4月14日開催予定)に組織の総力をあげて結集する。

そして、引き続き、政治情勢等を慎重に見極めた上で、政府の責務において課題が継続されている国家公務員制度改革基本法第12条及び附則第2条に係る自律的労使関係制度の確立と労働基本権の回復を追求することとする。

# IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

## 1. 賃金等の取組み

### (1) 「政治」の公務員給与等への介入排除と公務員給与の社会的合意の再構築

無原則・無秩序に歳出削減を目的化した財政健全化へ政治全体が暴走する情勢にあることを踏まえ、「政治」の公務員給与等に対する介入を排除しながら、労使合意に基づく賃金・労働条件の決定を追求する。政府機関の地方移転の検討に対しては、雇用と労働条件の維持を基本として取り組む。また、公務員給与に対する社会的合意の再構築に向けて、連合と連携するとともに、使用者責任を追及しながら取り組む。

### (2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の引上げ

2017春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合

の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に賃金の上げを求める積極的な要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること」を基本に、関係当局にその実現を求める。

## 2. 非常勤職員等の処遇改善と雇用確保の取組み

- (1) 各構成組織は、本年も必ず関係当局に対して非常勤職員等の関わる要求（(ア)非常勤職員の悉皆調査の実施、(イ)「底上げ・底支え」「格差是正」をはかるため、「誰でも時給1,000円」、37円を目安とした時間給の引上げ、(ウ)雇用の安定的確保、(エ)諸休暇の円滑な取得保障と一層の改善など）を提出し、交渉を実施する。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する運動や非正規労働者の処遇改善を求める取組みなどを全力で進める。
- (2) 政府に対して、非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置付け、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて、関係法令、規則を適用することを求めて取り組む。

## 3. 雇用と年金の確実な接続に向けた取組み

当面、2013年3月26日の閣議決定等に基づいて職員の希望通りの再任用等と高齢期の生活を支える給与、適切な労働条件の確保を期しながら、同閣議決定を踏まえ、年金支給開始年齢が63歳になるときまでには人事院の意見の申出等に基づいた定年延長が確実に実現するよう、全力で取り組む。

## 4. 労働時間等の取組み

- (1) 労働時間の短縮、休暇・休業制度等の改善・拡充をディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスの確保に向けた課題として位置付け、年間総労働時間1,800時間、本格的な短時間勤務制度の実現などを求め、取組みを進める。
- (2) 総労働時間の短縮に向け、超過勤務縮減の取組みを一段と強化する。具体的には、政府に対して、超勤命令の徹底や厳格な勤務時間管理を直ちに実施させるとともに、超過勤務縮減目標等を設定させ、より実効性のある超勤縮減の具体策の着実な実施を求める。また、超過勤務手当の全額支給を求める。

## 5. 男女平等実現に向けた取組み

- (1) 次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法及び「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等に基づく行動計画や取組計画等の着実な実施を求める。



(2) 男女がともに働きやすい職場づくり、女性の採用・登用・職域拡大、メンター制度の実効性確保に向けた取組みを進める。

## 6. 働き方改革、公共サービス基本法に基づく適正な労働条件確保等の取組み

働き方改革について、同一労働同一賃金原則に基づく非常勤職員等の処遇改善、長時間労働の是正、定年延長の実現による高齢職員の一層の活用等に取り組む。

また、各構成組織は、公共サービス基本法第11条に基づき、「従事する者の適正な労働条件その他の労働環境の整備」の要求を関係当局に提出する。

## 7. 退職手当に対する取組み

退職給付の官民比較及びその結果等を踏まえた見直しが行われる場合には、内閣人事局に対し、十分な交渉・協議と合意に基づく対応を求める。

## 8. 統一要求基準について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての2017春季生活闘争の統一要求基準を以下の通りとする。

### <2017春季生活闘争の賃金・労働条件等に関する統一要求基準>

#### (1) 賃金水準の引上げ等について

- ① 2017年度の公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること。
- ② 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

#### (2) 非常勤職員の雇用確保と処遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて関係法令、規則を適用すること。
- ② 非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。2017年度については、時間給を最低37円引き上げること。

#### (3) 雇用と年金の接続について

- ① 当面、2013年3月26日の閣議決定等に基づき、職員の希望通りの再任用等を実現するとともに、高齢期の生活を支える給与と適切な労働条件を確保すること。

- ② 年金支給開始年齢が63歳になるときまでには、人事院の意見の申出等に基づいた定年延長を確実に実現すること。

#### (4) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスを確立するため、(ア)年間実総労働時間1,800時間への短縮、(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。
- ② 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、厳格な勤務時間管理を行い、超過勤務縮減目標を設定するなど、より実効性ある超過勤務縮減の具体策を着実に実施すること。

#### (5) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法及び国家公務員の女性活躍等取組方針等に基づく行動計画、取組計画等を着実に実施すること。

#### (6) 公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等について

公共サービス基本法第11条に基づき、従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備について、具体的な措置を講じること。

#### (7) 退職手当について

退職給付の官民比較及びその結果等を踏まえた見直しを行う場合には、十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて対応すること。

## V 2017春季生活闘争の具体的進め方

### 1. 要求提出

- (1) 公務員連絡会 2月中下旬
- (2) 独立行政法人等関係組合 3月上旬までに提出
- (3) 公務員の使用者としての政府と公務労協との労使関係を確立するため、政府・官邸との交渉・協議を追求する。

### 2. 具体的な取組みと行動日程

- (1) 1月25日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を開催する。
- (2) 2月23日に、2017季生活闘争及び2017良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

ンの活動のスタートとして、「2017季生活闘争・2017公共サービスキャンペーン開始中央集会」を開催する。

- (3) 公務員連絡会・独立行政法人等関係組合は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組みの連携を強化する。
- (4) 日本郵政グループ労働組合（J P 労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組みの連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。